


施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01255	住所(所在地)	松阪市殿町1563番地						
		施設名称	松阪公民館(会館)								
		根拠条例	松阪市公民館条例		設置年度	昭和51年度					
		担当部署	教育委員会事務局 いきがい学習課		財産区分	12 公共用財産					
		設置目的	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)								
② 建物の概要	設置形態	単独		用途地域等	第二種住居地域		駐車場(収容台数)	30 台			
	土地	敷地面積	2475.00 m ²	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	会館		構造・階数	鉄筋コンクリート・地上5階・地下0階					
		用途	公民館		建築年月日	昭和52年 3月31日		建物取得費	221,750,000 円		
		延床面積	2115.49 m ²		所有者	市		耐震基準	旧耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	平成9年		耐震補強(実施年月)	未実施					
	万歴大 円・規 以上計 画改修 (3等 の履	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)			
		平成27年度	会館		耐震補強工事に伴う設計業務委託			4,365千円			
		平成28年度	会館		耐震補強等工事			76,488千円			
	リスク・高機能化対応度	エレベータ設置。1階障害者用トイレ設置。 料理室の出入り口付近の1基の流し台を低く設置。									
	管理・運営上の問題点	平成9年の耐震判定により2階部分に目標の耐震性能を下回っているとの結果。2、3、4階のトイレの出入り口には段差があり、また男子、女子のトイレは入口は別々であるも区切りが一枚の間仕切りのみで、また手すりが無い。全体に老朽化が進んでいる。駐車場の確保に苦慮。手すりは片面だけ設置してある。									
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項										
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	AM8:30~PM9:00		休館日	土、日、祝日、年末年始		運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容	貸館及び管理、事業運営						
	正規職員	2.00 人	労務員	人	再任用職員	1.00 人	非常勤職員	1.00 人	合計	4.00 人	
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費						
	維持管理経費				9,294,896		運営・事業等経費				0
	光熱水費				3,107,523		指定管理委託料				
	保守点検委託料				5,121,287		その他の経費				
	賃借料				39,055		②小計				0
	修繕費				583,200		財 源	補助金等収入			
その他の経費				443,831		使用料等収入				454,090	
人件費				20,158,000		その他収入				56,240	
職員等				17,777,000							
非常勤職員				2,381,000							
①小計				29,452,896		③年間収入合計				510,330	
④合計(①+②)-③				28,942,566 円		市民一人あたりのコスト				172.28 円	
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3力年)			H26実績(詳細)				
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)			
	貸館及び事業に係る利用者数(年間)		人	48,270	43,890	41,850					
	講座開催日数(年間)		日	128	112	104	244	42.62%			
	趣味クラブ、サークル等利用団体数		団体	83	87	87					
	類似機能を有する公共施設		近隣にある公共施設			第一保育園、障がい者福祉センター、福祉会館、第一公民館					
特記事項	施設の老朽化に伴い、トイレの洋式化、バリアフリー、手すりの設置、エアコンの取替、事務所の変更(移転)等が必要であるとともに、耐震工事の実施が急がれる。【避難所指定:無】										

